

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		集積所の指定
根拠法令及び条項		新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条 市民は、法第6条第1項の規定により市が定める一般廃棄物の処理に関する計画に従い、家庭系廃棄物（粗大ごみを除く。）を種類ごとに分別し、市長の指定する集積所に排出しなければならない。ただし、一時多量に排出するときは、市長に届け出て、市長の指示する場所に自ら運搬しなければならない。
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
審査	関係条項	新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第2条 条例第7条第1項の規定による集積所の指定を受けようとするものは、当該集積所の設置について関係住民と合意の上、新座市集積所指定（変更・廃止）申請書を市長に提出しなければならない。 2 集積所は、市の家庭系廃棄物の収集及び運搬に支障のない場所に設置しなければならない。この場合において、共同住宅の住民が利用する集積所は、その敷地内に設置するよう努めなければならない。 3 第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、新座市集積所指定（変更・廃止）・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。 4 前3項の規定は集積所の変更に、第1項及び前項の規定は集積所の廃止について準用する。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次の3点に該当する場合は、集積所の指定又は変更を行う。 (1) 当該集積所が、市の家庭系廃棄物の収集及び運搬に支障のない位置、構造及び規模により設置されていること。なお、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例が適用される事業の集積所の規模は、同条例第12条に規定する住宅の予定戸数1戸につき0.2平方メートル以上であること。 (2) 当該集積所が、原則として、次の関係住民と合意の上で申請されていること。 ア 当該集積所の全利用者 イ 当該集積所が民有地を使用する場合にあっては当該用地の土地所有者 ウ 当該集積所が公園等の公共施設（道路を除く。）を使用する場合にあっては当該用地の管理者 エ 当該集積所が道路（私道を含む。）を使用する場合にあっては当該集積所に隣接する土地及び建物の所有者又は管理者 (3) 当該集積所を利用する世帯数が適正であること。また、次に該当する場合は、集積所の廃止を行う。 (4) 当該集積所の廃止が、関係住民（当該集積所の全利用者）と合意の上で申請されていること。

	参 考 事 項	上記(1)から(3)に該当し集積所の指定又は変更を受けようとする者及び(4)に該当し集積所の廃止を受けようとする者は、新座市集積所指定（変更・廃止）申請書を市長に提出しなければならない。
	設 定 等 年 月 日	平成15年9月30日設定（平成18年1月13日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 1週間以内
	設 定 等 年 月 日	平成15年9月30日設定（平成18年1月13日最終変更）